

## 御杖村子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

御杖村子ども医療費助成条例施行規則(昭和55年御杖村規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3号様式の2の様式を次のように改める。

子ども医療費受給資格証

[別紙参照]

### 附 則

- 1 この規則は、令和6年8月1日から施行する。  
(御杖村子ども医療費助成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則による改正後の御杖村子ども医療費助成条例施行規則の規定は、令和6年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従来の例による。